



# ほうじん



公益社団法人 松山法人会

## 第55回愛媛広告デザイン賞 「ヤングクリエイター大賞」が決定!!

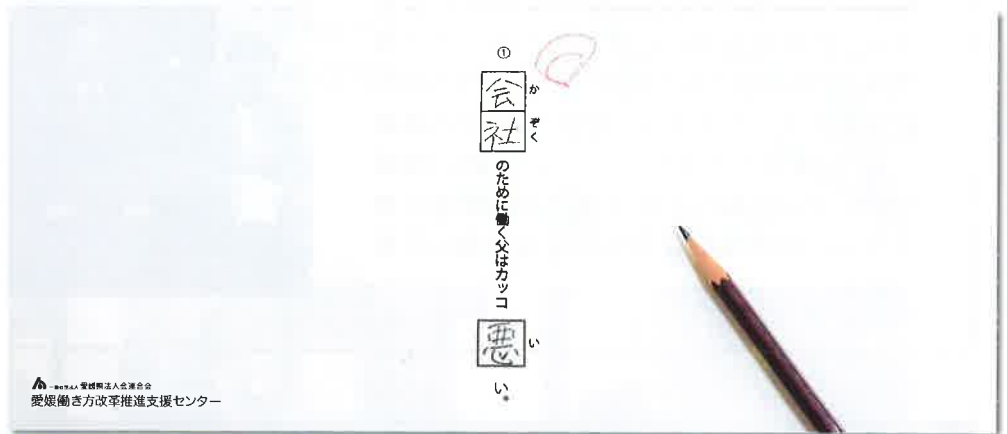


当会では、企業の人手不足解消・生産性向上を図り、働き方改革法施行に伴う具体的な対応策を相談するための働き方改革のワンストップ支援拠点「愛媛県働き方改革包括支援プラザ（働ナビえひめ）」と「愛媛働き方改革推進支援センター」を開設しています。

今回、県内企業に「愛媛働き方改革推進支援センター」を周知し、利用してもらうために商業デザインの登竜門、「第55回愛媛広告デザイン賞『ヤング・クリエイター大賞』（愛媛新聞主催）」に広告を募集しました。

35歳以下の若手デザイナー・クリエイター・学生から226点の応募があり、2回の審査を経て、受賞作品が決定され、当会の「働ナビえひめ」に対する作品6点が入賞作品となりました。

当センターを通して、人事労務や生産性を考慮した働きやすい職場環境づくりに向けて、県内企業等の働き方改革を促進することを考えています。（裏表紙にも作品を掲載しています）



**浅葉克己賞**

野中紬生／河原デザイン・アート専門学校



**特別協賛社賞**

小西優里奈／河原デザイン・アート専門学校

※「ヤングクリエイター大賞」は（一社）愛媛県法人会連合会が特別協賛をしております。

- ・ヤングクリエイター大賞報告 ..... P1
- ・女性活躍推進事業募集・セミナー報告 ..... P4
- ・租税教室報告・表彰式 ..... P2
- ・愛媛県からのお知らせ ..... P5
- ・松山市政施行130周年記念式典 ..... P2
- ・松山税務署からのお知らせ ..... P6・7
- ・税制改正提言活動報告・支部講演会案内 ..... P3
- ・ヤングクリエイター入選作品 ..... P8

小中学校以外で  
団体としての  
受賞は県内初!!

## 松山法人会の租税教室の取組みについて 高松国税局長より感謝状をいただきました!

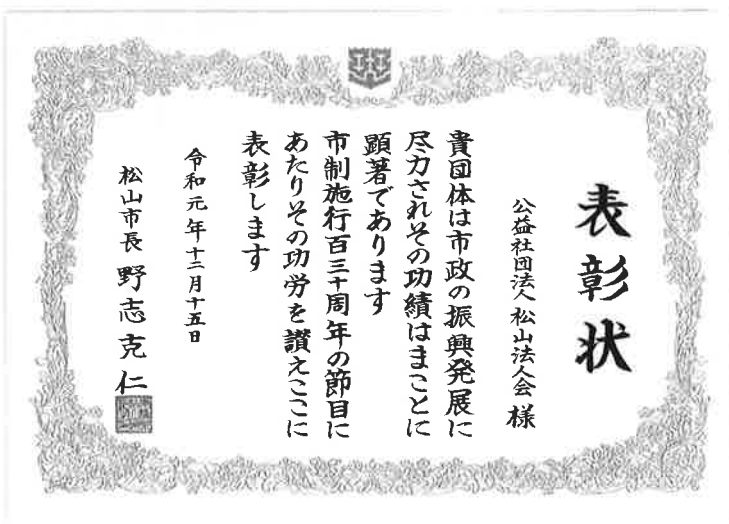
令和元年12月10日に松山税務署にて松山法人会の租税教室の取組みに対して高松国税局長より感謝状をいただきました。贈呈式には、大塚会長、渡部女性部会長と三浦青年部会長が参加しました。松山法人会の租税教室の取組みについては10年以上前から継続的に行っております。

今年度も6月の女性部会による自作の教材を用いた租税教室を皮切りに事務局でも職員が実施し、1月からは青年部会によるキャリア教育を兼ねた内容で実施していきます。授業後の児童からは、「税金は取られるだけのイメージが強かったが、使い道の詳細を知り、考え方が変わった」という旨の感想をいただいております。今後も税の啓発を推進するため積極的な租税教室を実施して参ります。



## 松山市政施行130周年記念事業

令和元年12月15日(日)に、松山市の市政施行の130周年の節目を迎えることを記念して、松山市主催の記念式典が開催されました。当日は松山にゆかりのあるアーティストによる歌唱や郷土芸能披露、パネル展示などが行われ、大変盛況でした。また、市政発展に尽力した功労者に対する表彰では当会も表彰状をいただくことができました。



## 中小企業の活力が地域の経済と雇用を支える!

### ～令和2年度 税制改正に関する提言活動報告～

法人会活動の主要な事業である「税制改正提言活動」について、(公財)全国法人会総連合が実施した「全国税制改正要望大会」において決議された『令和2年度税制改正に関する提言』を国や県下自治体の首長に対し提出しております。

松山法人会では、梅岡副市長をはじめとし愛媛県知事・県議会議長・地元選出国会議員の先生方に対して、それぞれ提言書を手渡し、地域企業の「生の声」をお伝えしました。

提言の主なものは消費税率引き上げと軽減税率制度導入を踏まえた国の財政健全化について、社会保障制度とのバランス調整、中小企業の活性化に資する税制措置について、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設などがあげられます。(公財)全国法人会総連合のHPでもご覧になれます。

(<http://www.zenokuhojinkai.or.jp/>)



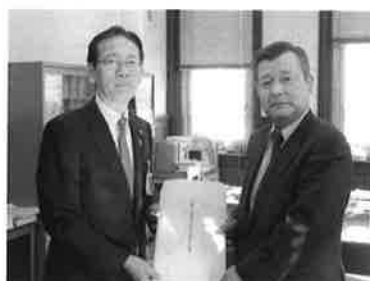
▲(右)梅岡松山市副市長と  
(左)一色税制委員長



▲提言活動の様子



▲(左)永江参議院議員と  
(右)岩丸事務局長



▲(左)高橋愛媛県総務部長と  
(右)一色税制委員長



▲(左)西田愛媛県議会議長と  
(右)一色税制委員長

## 2月開催地域支部別講演会のご案内

| 支部名   | 開催日<br>講演会開始時間              | 開催場所     | 講演タイトル(内容)<br>講演会講師   |
|-------|-----------------------------|----------|---|
| 第10支部 | 令和2年2月20日(木)<br>18:00~19:00 | ベルフォーレ松山 | 「認知症と脳外科」<br>河田外科脳神経外科医院 理事長 河田 實夫氏                             |
| 第12支部 | 令和2年2月18日(火)<br>18:00~19:00 | あきじろう    | 「働き方改革関連法の概要と助成金について」<br>愛媛働き方改革推進支援センター アドバイザー 藤坂 優子氏          |
| 第13支部 | 令和2年2月13日(木)<br>17:00~18:00 | 魚数       | 「エネルギー自給自足とCO <sub>2</sub> 削減 ～子ども達の未来のために～」<br>えひめ住販 代表 滝口 貴士氏 |

## 「ひめボスグランプリ受賞企業から学ぶ セミナーを開催します!!」

2月14日(金)12:00~TSUTAYA松山インター店(松山市北土居3丁目11-7)にて、『ひめボスグランプリ受賞企業から学ぶ事例について』と題し、労務関係(女性活躍)セミナー「第3回MMCセミナー」を開催します。当日は、去る11月19日に国際ホテルにて開催されました「令和元年度ひめボスグランプリ」で見事グランプリを獲得されました(株)川下建設 代表取締役 川下征英さんと、準グランプリを受賞されました(株)エルパティオ 代表取締役 川崎暁子さんを講師にお迎えして、事例発表と、「ひめボスグランプリ」を受賞した後の反響や感想等を交えながら、ランチミーティング形式のセミナーを開催いたします。



▲セミナー風景

今回もメインコーディネーターは、S.I.Cオフィスの河野久美子先生と、能力開発システム研究所木曾千草先生のお二人です。愛媛を代表する「ひめボス」のお二人から、仲間・仕事・会社への愛がこもった好事例を、ぜひこの機会に学んでみませんか？

講演のあとは、講師のお2人を囲んで、座談会を行います。

お申込み方法と詳細はホームページにてお知らせします。ぜひご参加ください。

松山法人会

検索

## 〇〇 令和元年度ひめボスグランプリ 〇〇

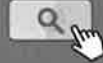


▲令和元年度ひめボスグランプリ受賞者

左から順に、(有)ラポール 取締役 児玉万年さん、社会福祉法人松山紅梅会高齢者総合福祉施設 梅本の里 渡部 誠さん、(株)川下建設 代表取締役 川下征英さん、(株)エルパティオ 代表取締役社長 川崎暁子さん、南海放送(株) 総合企画局(人事)副部長 苅山晃典さん

# 松山空港国際線を利用するとお得!

くわしくは **松山空港利用促進協議会**



旅行代金が  
5000円  
引きに!

## パスポート取得 応援キャンペーン

(2020年3月31日まで)



松山空港国際線を往復利用する海外旅行商品の購入時に使用できる5,000円クーポン券を配布中。対象は愛媛県民で新規でパスポートを取得される方が対象(有効期限切れによる取得も可。年齢制限はありません)。クーポンが利用できる旅行会社は下記のとおり。

- 伊予鉄トラベル(TEL:089-941-1744)
- エイチ・アイ・エス松山営業所(TEL:089-931-6121)
- 愛媛新聞旅行(TEL:089-933-3564)
- 近畿日本ツーリスト松山支店(TEL:089-941-4533)
- JTB松山支店(TEL:089-943-3321)
- 東武トップツアーズ松山支店(TEL:089-941-9231)
- 日本交通社(TEL:089-946-3911)
- 日本旅行松山支店(TEL:089-945-0815)
- 農協観光愛媛支店(TEL:089-948-5381)
- 阪急交通社松山支店(TEL:089-998-8903)
- フジトラベル・サービス(TEL:089-947-8550)
- 名鉄観光サービス松山支店(TEL:089-921-5131)
- 読売旅行松山営業所(TEL:089-947-1611)

駐車料金が  
最大5000円  
引きに!

## コナンパーキング 駐車料金割引キャンペーン

(2020年3月31日まで)

コナンパーキング駐車料金を3,000円(愛媛県外及び四国中央市在住者は、5,000円)まで割引。ソウル線、上海線、台北線を往復利用する方が対象。松山空港の国際線カウンターで「コナンパーキング駐車券」を確認したうえで、割引券をお渡しています。



### 松山空港へのアクセスもばっちり!



車なら、松山市駅から約20分・松山ICから約15分



リムジンバスも出ているから車がなくても大丈夫!



国際交流で  
交流経費を  
補助

## 松山空港国際線団体利用助成

ソウル線、上海線、台北線を利用して、海外で文化・芸術・スポーツ・経済など多様な分野で国際交流を行う愛媛県内の10名以上の団体に交流経費の補助を行っています。



|                 | 高校等   | 大学生・短大生・専門学校生等による団体   | その他の民間団体                |
|-----------------|---|---|-------------------------|
| 1人当たりの<br>助成限度額 | 6,000円<br>(片道利用は3,000円)<br>※学生・生徒以外の<br>引率者は助成対象外 | 6,000円(片道利用は3,000円)<br>※団体の構成員に生徒・学生以外の者を含む場合は、その者は4,000円。研修旅行において、自己負担額が助成限度額を超えない場合は支給なし。 | 4,000円<br>(片道利用は2,000円) |
| 団体<br>助成限度額     | 上限なし  | 30万円<br>(片道利用は15万円)   | 20万円<br>(片道利用は10万円)     |

詳細は事務局にお問い合わせください。

## 松山税務署からのお知らせ

### ▶ スマホではじまるスマート申告！

#### 【スマホで便利に確定申告】

いつでもどこでも、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に申告書が作成できます。

作成した申告書データはそのまま e-Tax を利用して送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

※1 スマホから e-Tax をする場合は、マイナンバーカードか ID・パスワードが必要となります。

※2 ID・パスワードは、税務署で即日発行します（申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。）。

※3 マイナンバーカードを使って e-Tax をする場合は、スマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります（詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。）。

#### 【「スマホ専用画面」で更に使いやすく】

令和2年1月から、スマートフォンで申告する場合に表示される「スマホ専用画面」の利用対象範囲が大幅に拡大されます。

給与所得のある方で、医療費控除や寄付金控除の申告をされる方はもちろん、年金所得などの雑所得や一時所得のある方も利用できるようになります。

### ▶ 確定申告会場は、令和2年2月17日(月)開設!

2月16日以前は、確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。  
税務署で申告書を作成する場合は、2月17日(月)以降にお越しください。  
ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。

## 所得税等の確定申告会場について

○開設期間 令和2年2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜を除く)

※ 2月24日(月)及び3月1日(日)は、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

○開場時間 9:00～17:00(受付 8:30～16:00)

※ 会場の混雑状況により、16時以前であっても受付を終了させていただく場合があります。

※ 確定申告会場は、左記のとおり大変混雑が予想されます。特に、開設初日や早朝・昼前後の時間帯は最も混雑します。

※ 申告会場駐車場には限りがあり、駐車場に入るまで大変時間がかかります。会場周辺の道路も渋滞し、近隣住民の皆様にご迷惑をおかけいたしますので、申告会場へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

### ▶ 電話による申告相談をご利用ください!

令和2年1月17日(金)から3月16日(月)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税・贈与税・消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

ご利用される方は、松山税務署の代表電話(089-941-9121)にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』を選択してください。

あなたの確定申告をサポートします  
～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「寄附金控除（ふるさと納税など）」や「医療費控除」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、[国税庁ホームページ](https://www.nta.go.jp) (<https://www.nta.go.jp>)に「[確定申告特集ページ](#)」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■確定申告特集ページからお役立ち情報を収集

確定申告をお考えの方は、確定申告特集ページにアクセスしていただき、①「スマートフォンでの申告が更に便利に！」をご覧ください。

また、給与所得者の皆様方に向けては②「確定申告情報（医療費控除の還付申告）」や③「ふるさと納税をされた方へ（寄付金控除の還付申告）」などの情報を掲載しています。



◇ 医療費控除



◇ 寄附金控除  
（ふるさと納税）

【確定申告特集ページトップ画面】



■「スマホ」や「パソコン」で申告書を作成・提出

スマートフォンやパソコンから④「確定申告書等の作成はこちら」を選択すれば、申告書を作成できます。

なお、マイナンバーカードや IC カードリーダーライターがあれば、ネット申告（e-Tax）ができて便利です。

また、マイナンバーカードなどをお持ちでない方も、e-Tax 用の ID・パスワードのみで e-Tax ができる方法もあります。



↑ 確定申告特集ページはこちら



■確定申告が必要な方

次のような方は、確定申告が必要な場合がありますので、申告漏れにご注意ください。

〔申告が必要な例〕



◇ 副業の利益  
（ネットオークション）  
（フリーマーケット）



◇ 2以上の勤務先  
からの給与所得



◇ 仮想通貨の利益



◇ 金地金の売却益



◇ 競馬等の払戻金  
による利益

（注）年末調整において配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けている方で、配偶者の方が確定申告を行った場合には、その控除が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

■動画で分かりやすく解説

税に関する手続を動画で分かりやすく解説する YouTube「[国税庁動画チャンネル](#)」において、様々な番組を信しています。申告をする手続に応じてご覧ください。

詳しくは ⇒ [確定申告](#) [検索](#)

第55回愛媛広告デザイン賞

「ヤングクリエイター大賞」入選作品

